

令和8年4月17日  
港湾局技術企画課

## 港湾施設の維持管理関連の2つのガイドラインを改訂 ～港湾施設の維持管理の効率化・高度化に向けて～

国土交通省港湾局は、港湾施設の急速な老朽化の進展が見込まれる中、港湾管理者の人員面や財政面等の課題が顕在化している状況を踏まえ、維持管理の効率化等を図るため、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」及び「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」を改訂しました。

港湾施設は、高度経済成長期に集中的に整備されたことで、その老朽化が急速に進展しており、2040年には約7割の係留施設が建設後50年を経過する見込みです。また、港湾施設の管理を行っている港湾管理者においては、人員面、技術面及び財政面での課題が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、国土交通省港湾局では令和5年度から「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会」を開催し、港湾管理者による港湾施設の適切な維持管理のあり方について検討を重ねてきました。

今般、上記検討会での議論の結果を踏まえ、港湾施設の維持管理の効率化等を図るため、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」及び「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」を改訂しました。

### 記

#### 1 改訂したガイドライン

- ・港湾の施設の点検診断ガイドライン
- ・港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン

※上記ガイドラインは、以下のページに掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000051.html)

#### 2 改訂内容の概要

別紙のとおり

(参考)

「港湾の施設の点検診断ガイドライン」とは、技術基準対象施設（航路、防波堤、岸壁等の法令で定められた施設）を適切に維持するために必要となる点検診断の頻度及び方法等の考え方を示すもの。

「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」とは、技術基準対象施設を適切に維持するために必要となる維持管理の方法及び手順等を定める維持管理計画を策定するための考え方を示すもの。

<問合せ先>

港湾局 技術企画課 朝日、鈴木、木原

TEL : 03-5253-8111 (内線 46-838, 46-342)、03-5253-8660 (直通)

## 維持管理にかかる2つのガイドラインの改訂について

- ▶ 港湾施設の急速な老朽化の進展が見込まれる中、港湾管理者の人員面、技術面及び財政面での課題が顕在化してきている現状を踏まえ、港湾施設が将来にわたりその機能を発揮できるよう維持管理の効率化等を図るため、有識者委員会を開催し、ガイドラインの見直しに取り組んできたところ。
- ▶ 令和8年4月1日に部分改正された「技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示」も踏まえ、今般、ガイドラインの改訂版を公表。

## (A) 港湾の施設の点検診断ガイドライン

## (改訂のポイント)

## ■ 第一部(総論)

1. 供用期間延長時に、詳細点検の結果を基に施設の性能を評価する旨を示した。
2. 劣化度の進行に応じて点検診断項目の選定(点検頻度の緩和)ができる旨を示した。
3. 積極的にドローンやICT等の新技術を活用することが望ましい旨を強調した。

## ■ 第二部(実施要領)

※改訂なし

## ■ 参考資料の追加

- 供用期間延長にあたっての「維持管理上の十分な配慮」の具体的な内容(急速な変状の進行が予見される部材や点検頻度等)を整理した。

## (B) 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン

## (改訂のポイント)

## ■ 第一部(総論)

1. 供用期間延長時に必要なプロセスを示した。
2. 気候変動の影響を勘案した維持管理計画とする旨を示した。
3. 「通常点検診断施設」と「重点点検診断施設」の考え方について、より分かりやすく記載した。
4. 大規模地震への対応を勘案した維持管理計画とする旨を示した。

## ■ 第二部(作成事例)

- 維持管理情報データベースの活用を見据えた維持管理計画書の作成事例を示した。

## ■ 参考資料の追加

- 総合評価のプロセスをわかりやすく整理した。
- 供用期間延長にあたっての対応の考え方や「維持管理上の十分な配慮」について整理した。